

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2023

課題番号：17K03465

研究課題名（和文）不当利得法に基づく知的財産権保護システムの構築

研究課題名（英文）Construction of an Intellectual Property Protection System on Unjust Enrichment Law

研究代表者

油納 健一（Yuno, Kenichi）

広島大学・人間社会科学研究科（法）・教授

研究者番号：20325236

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：まず、使用利益と“消費利益・譲渡利益(代償物)・営業利益”の関係を検討し、その関係を明確にした上で、その「使用利益」の意義を明らかにした。つぎに、“有体物の無断使用”に関するドイツ判例及びドイツ不当利得法学説（差額説・類型論）を詳細に分析・検討し、“侵害者の返還義務の対象は何か”・“侵害者の「使用利益(使用料)」をいかに算定するか”という二つの点を明らかにした。最後に、ローマ法からドイツ法を経て現在に至る我が国の不当利得法学説を考察することにより、我が国の公平説にはどのような問題があり、類型論がいかに公平説を克服して台頭したかを解明した。これらの研究成果は、一部を除きすでに公表済みである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究においては、“有体物の無断使用”に関するドイツ判例及びドイツ不当利得法学説（差額説・類型論）を詳細に検討した。そして、この“有体物の無断使用”について蓄積された研究成果を応用することによって、我が国において研究が十分とは言えなかった知的財産権侵害すなわち“権利の無断使用”について、適切な解決方法を探ることができた。

このような本研究の成果は、知的財産権の法的保護を強化させ、さらには技術立国である我が国の経済・産業の活性化を一層促すものとなる。

研究成果の概要（英文）：First, the study examines the relationship between “benefits of use” and various types of gains. The significance of these “benefits of use” is clarified. Next, the study delves into German case law and legal doctrine related to the unauthorized use of tangible objects. The focus is on determining: what constitutes the subject of restitution for infringers? and how to calculate the infringer’s “benefits of use (royalties)”. These research results have already been published, except for some.

研究分野：民法

キーワード：不当利得 使用利益 類型論 差額説 公平説 使用可能性 侵害利得 無形・無体利益

1. 研究開始当初の背景

技術立国である我が国の経済・産業の活性化を図るためには、知的財産権の法的保護を強化する必要がある。中でも、知的財産権が侵害された場合の損害賠償法を機能させることが、知的財産権保護にあたり最も重要であり、喫緊の課題である。

知的財産権が侵害された場合の証明を容易にするため、これまで侵害者の過失推定や権利者の損害擬制などの技法が用いられてきた(特許法では102・103条、著作権法では114条など)。しかし、過失推定・損害擬制のような例外を設けることは、損害賠償法の複雑化を導くことになる。

そこで、従来の損害賠償法に代わり、過失・実損害の発生を要件としない不当利得による法的構成を採用しようとする見解がみられるようになった(好美教授や四宮教授が有力に主張されているほか、最も詳しい研究としては、長谷川隆「無断使用による権利侵害と不当利得法的視点(1)~(2・完)」富大経済論集35巻3号95-133頁、36巻2号139-182頁(1990年)などがある)。

しかし、たとえ要件面では不当利得法の方が損害賠償法より優れているとしても、効果面ではどうか問題となる(前述した好美・四宮・長谷川教授の研究は、要件面で不当利得法の優位性を説くにとどまり、効果面に関しては未解決のままである)。

そこで、応募者のこれまでの研究成果を発展させることにより、知的財産権侵害における“不当利得法”の効果を的確に提示できると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、知的財産権が侵害された場合に損害賠償法を機能させようという社会的要請を踏まえつつ、知的財産権侵害における損害賠償法の問題点を克服するため、不当利得法(とくに侵害利得論)の応用により、損害賠償法に代わる知的財産権保護システムの構築を探る、ということにある。

3. 研究の方法

しかしながら、わが国の不当利得法には未解決の部分が多い。これに対して、ドイツでは不法行為法の適用範囲が狭いためとくに不当利得法の発展がめざましく、ドイツ不当利得法は世界で最も体系化・精緻化されているとされる。また、本研究に則して言えば、1971年の飛行機事件(BGHZ55, 128)以降、“有体物の無断使用”に関して数多くの研究が発表されている。本研究は、このように発展したドイツ不当利得法を参考に、わが国の問題点を克服していこうとするものである。

したがって、本研究は、“応募者のこれまでの研究成果”とこのように発展した“ドイツ不当利得法”を参考にしながら、“知的財産権侵害”に対して不当利得法を用いた場合に、具体的にいかなる不当利得法上の効果が発生するのか。すなわち、“侵害者の返還義務の対象は何か”・“侵害者の「使用利益(使用料)」をいかに算定するのか”という問題を検討し、これにより損害賠償法に代わる知的財産権保護システムの可能性を探ることとする。

4. 研究成果

1 本研究の課題は“不当利得法に基づく知的財産権保護システムの構築”であり、この課題の意味を簡潔に言えば、“権利の無断使用”に関し不当利得法を用いて解決方法を提示することを意味する。

そこで、本研究においては、“有体物の無断使用”に関するドイツ判例及びドイツ不当利得法学説(差額説・類型論)を詳細に検討した。本研究の課題が、“権利の無断使用”に関するものであるにもかかわらず、あえて“有体物の無断使用”に限定して研究したことには理由がある。“有体物の無断使用”の場合と“権利の無断使用”の場合(知的財産権侵害の場合)とは、物と権利の違いがあるのみであり、問題の本質にほとんど差異はない。そこで、“有体物の無断使用”について蓄積された研究成果を応用することによって、“権利の無断使用”について適切な解決方法を探ることは、本研究においてとりわけ重要な意義があった。

2 (1) 侵害者は“有体物の無断使用”によって使用利益を取得する。その使用利益の意義は何か、

その使用利益と“消費利益・譲渡利益(代償物)・営業利益”とはいったいどのような関係に立つのか。これらは長きにわたり疑問とされてきた。

本研究においては、使用利益の意義及び使用利益とその他の利益との関係につき、BGB 起草過程、ドイツ判例・学説を比較検討することによって、つぎのような結論に達した。すなわち、使用利益の意義については、“使用利益は物から直接的に生じる利益である”、そして、使用利益とその他の利益との関係については、“使用利益は消費利益又は譲渡利益(代償物)のような物自体の利益及び営業利益のような個人的な能力・給付の成果によって得られる利益を含まない”、という結論に達したのである。

ただし、使用利益が生じるのは、侵害者が物を実際に使用したことによる利益を指すのか、それとも、これに加えて、物が使用可能であるという状況から生じる利益も含むのかは、未だ明らかにされてない。この点については、今後の検討課題となっている(拙稿「不当利得法における『使用利益』の意義 - 『使用利益』と消費利益・譲渡利益・営業利益の関係を中心に - 」加藤新太郎ほか編『21世紀民事法学の挑戦 加藤雅信先生古稀記念 下巻』425 - 455 頁(信山社、2018年))。

(2) つぎに、“有体物の無断使用”に関するドイツ判例及びドイツ不当利得法学説(差額説・類型論)を詳細に分析・検討し、“侵害者の返還義務の対象は何か”・“侵害者の「使用利益(使用料)」をいかに算定するか”という二つの点を検討した。

類型論は、差額説が抱える問題点及び差額説が指摘する類型論の問題点をすべて克服できていると考えられる。したがって、二段階構造論を採った上で、返還義務の対象を使用可能性と捉え(これらに金銭価値を求めない)、これらの算定は客観的価値(市場価格)に基づいて行う、そして、不当利得債務者が善意でかつ使用可能性が消滅・減少している場合には、不当利得債務者の返還義務を現存利益に縮減するという類型論の見解は、本稿の研究対象である返還義務の対象の問題及び算定基準の問題に対し、重要な示唆を与えるものといえよう。

そうならば、我が国においてもこのようなドイツ類型論と同様、二段階構造論をとった上で、使用利益返還が問題となる事案においては返還義務の対象を使用可能性と捉え、その算定基準を客観的価値(市場価格)と解するべきであろう(拙稿「ドイツ不当利得法における差額説と類型論(1)~(6・完) 使用利益に関連する学説を中心に」広島法学 43 巻 2 号 71-86 頁(2019年)、4 号 89-96 頁(2020年)、44 巻 1 号 19-28 頁(2020年)、2 号 21-32 頁(2020年)、3 号 1-11 頁(2021年)、45 巻 1 号 1-20 頁(2021年)、同「ドイツ不当利得法判例における収益返還論の現状と課題(1)~(4・完) - 飛行機事件判決(BGHZ55,128)以降の判例を中心に - 」広島法学 45 巻 2 号 69-78 頁(2021年)、3 号 59-65 頁(2022年)、4 号 41-49 頁(2022年)、46 巻 1 号 39-62 頁(2022年))。

(3) なお、本研究を遂行するにあたり、我が国において何故に公平説は衰退し類型論が台頭することになったのかを明らかにしておく必要があった。

そこで、ローマ法からドイツ法を経て、現在に至る我が国の不当利得法学説を考察することにより、まず、公平説にはどのような問題があったのか、つぎに、類型論がいかに公平説を克服して台頭したかを解明することができた(拙稿「不当利得法における公平説の衰退と類型論の台頭(1)~(2・完) ローマ法から現在に至るまでの学説を中心に」広島法学 41 巻 3 号 61-67 頁(2018年)、42 巻 1 号 161-177 頁(2018年))。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 11件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 17件）

1. 著者名 油納健一	4. 巻 46巻1号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法判例における収益返還論の現状と課題（4・完） - 飛行機事件判決（BGHZ55,128）以降の判例を中心に - 」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広島法学46巻1号	6. 最初と最後の頁 39-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 油納健一	4. 巻 31号
2. 論文標題 「インターネットバンキングから不正に引き出された金員と不当利得」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch【2022年10月】	6. 最初と最後の頁 91-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 油納健一	4. 巻 263号
2. 論文標題 「転用物訴権（最高裁平成7年9月19日第三小法廷判決民集49巻8号2805頁）」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 142-143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 油納健一	4. 巻 45巻1号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法における差額説と類型論（6・完） 使用利益に関連する学説を中心に 」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 45巻2号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法判例における収益返還論の現状と課題(1) - 飛行機事件判決(BGHZ55,128)以降の判例を中心に - 」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 69-78
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 45巻3号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法判例における収益返還論の現状と課題(2) - 飛行機事件判決(BGHZ55,128)以降の判例を中心に - 」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 59-65
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 45巻4号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法判例における収益返還論の現状と課題(3) - 飛行機事件判決(BGHZ55,128)以降の判例を中心に - 」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 41-49
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 44巻1号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法における差額説と類型論(3) 使用利益に関連する学説を中心に 」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 19-28
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 44巻2号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法における差額説と類型論(4) 使用利益に関連する学説を中心に」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 21-32
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 44巻3号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法における差額説と類型論(5) 使用利益に関連する学説を中心に」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 465号
2. 論文標題 「契約解除における使用利益の返還義務」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 43巻2号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法における差額説と類型論(1) 使用利益に関連する学説を中心に」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 71-86
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 43巻4号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法における差額説と類型論(2) 使用利益に関連する学説を中心に」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 89-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 60号
2. 論文標題 「一 本権の有無につき疑いをもっている占有者の意義 二 求償利得における因果関係と公平説 (高松地裁平成30年5月15日判決金判1551号36頁、金法2107号72頁)」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 18-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 41巻3号
2. 論文標題 「不当利得法における公平説の衰退と類型論の台頭(1) ローマ法から現在に至るまでの学説を中心に」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 61-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 42巻1号
2. 論文標題 「不当利得法における公平説の衰退と類型論の台頭(2・完) ローマ法から現在に至るまでの学説を中心に」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 161-177
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 41巻1号
2. 論文標題 「不当利得法における「使用利益」の範囲（7）」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 41巻2号
2. 論文標題 「不当利得法における「使用利益」の範囲（8・完）」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 47巻1号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法における使用利益返還論の現状と課題（1） - 飛行機事件判決（BGHZ55,128）以降の差額説・類型論を中心に - 」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 75-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 47巻2号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法における使用利益返還論の現状と課題（2） - 飛行機事件判決（BGHZ55,128）以降の差額説・類型論を中心に - 」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 23-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 油納健一	4. 巻 47巻3号
2. 論文標題 「ドイツ不当利得法における使用利益返還論の現状と課題(3) - 飛行機事件判決(BGHZ55,128)以降の差額説・類型論を中心に - 」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 油納健一	4. 発行年 2022年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 398
3. 書名 『Law Practice 民法 【債権編】』	

1. 著者名 油納健一	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 25
3. 書名 『法律行為法・契約法の課題と展望』	

1. 著者名 油納健一ほか	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 31
3. 書名 21世紀民事法学の挑戦 加藤雅信先生古稀記念 下巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

広島大学研究者総覧
<https://seeds.office.hiroshima-u.ac.jp/profile/ja.fa4cf117189a9b04520e17560c007669.html>
広島大学研究者総覧
<https://seeds.office.hiroshima-u.ac.jp/profile/ja.fa4cf117189a9b04520e17560c007669.html>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------